

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 57 号

函館市青函連絡船記念館摩周丸条例の一部改正について

函館市青函連絡船記念館摩周丸条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市青函連絡船記念館摩周丸条例の一部を改正する条例

函館市青函連絡船記念館摩周丸条例（平成 15 年函館市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条および第 5 条を次のように改める。

（施設）

第 4 条 摩周丸に次に掲げる施設を置く。

(1) 観覧施設

(2) 多目的ホール

（使用の許可）

第 5 条 多目的ホールを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、摩周丸の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

第 9 条を第 15 条とし、第 8 条を第 12 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（入館の制限）

第 13 条 市長は、摩周丸に入館しようとする者または入館した者が第 6 条各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

（指定管理者による管理）

第 14 条 摩周丸の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管

理者に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 摩周丸の入館者に関すること。
- (2) 多目的ホールの使用の許可および制限に関すること。
- (3) 摩周丸の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条、第6条、第10条および前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第7条（見出しを含む。）中「入館料」を「利用料金」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（使用の許可の取消し等）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

（原状回復等）

第11条 使用者は、多目的ホールの使用を終了したとき、または前条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

第6条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項本文を次のように改める。

使用者または観覧施設を観覧しようとする者は、あらかじめ、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自

治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

第6条第1項ただし書および第2項から第6項までの規定中「入館料」を「利用料金」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（使用の不許可）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的ホールの使用を許可しない。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他摩周丸の管理上支障があると認められるとき。

（目的以外の使用等の禁止）

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、多目的ホールを許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 観覧施設

区 分	利 用 料 金		
	個 人	20人以上の団体	年間券
一 般	500円	1人につき 400円	1,000円
児童・生徒	250円	1人につき 200円	500円
摘 要	<p>次に掲げる者は，無料とする。</p> <p>(1) 小学校就学前の者</p> <p>(2) 市の区域内の学校に在学する児童もしくは生徒（高等学校，特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者（次号において「高校生」という。）を除く。以下この号において同じ。）または市の区域外の学校に在学する児童もしくは生徒で市の区域内に居住するもの</p> <p>(3) 市の区域内の学校に在学する生徒（高校生に限る。）で教員等に引率されたもの</p> <p>(4) 市の区域内の学校に在学する児童または生徒を引率する教員等</p> <p>(5) その他市長が特に認める者</p>		

備考 年間券とは，当該券を発行する日から起算して1年間に限り，記名の者が観覧施設を観覧することができる券をいう。

2 多目的ホール

利 用 料 金	
1時間までごとに	1,500円

附 則

この条例は，平成22年4月1日から施行する。

(提案理由)

多目的ホールを専用使用することができることとし、ならびに利用料金を徴収することとし、ならびに市内の小学生および中学生の観覧施設の利用料金を無料とするため